

無戸籍者の解消のための相談窓口について

戸籍に記載されておらず、各種行政サービスが受けられない等でお困りの方は、法務局や町の戸籍担当窓口にご相談ください。

また、このような方をご存知の方も、ご相談ください。

どのような手続きを採ることが最善なのか、皆さんの事情をお伺いして、法務局またはお住まいの町の戸籍担当職員が、あなたと一緒に考えます（相談無料、秘密厳守）。

【相談窓口】

- ・福島地方法務局いわき支局 ☎0246-23-1651
(8時30分から17時15分 土・日・祝日を除く)
- ・広野町町民保健課 戸籍係 ☎0240-27-2113
(8時30分から17時15分 土・日・祝日を除く)

詳細については、法務省ホームページをご覧ください。

法務省ホームページ

http://www.moj.go.jp/MINJI/minji04_00034.html

10月1日から7日は「公証週間」です

公証制度は、公証人が、大切な遺言・契約の公正証書の作成、確定日付の付与、定款や私文書などの認証や、国の公証に関する事務を取り扱う制度です。公正証書に書かれている内容は、裁判その他の面で、高い証拠力が与えられます。また、公正証書には「執行力」があり、金銭に関わる契約で相手が約束に反して金銭の支払いをしなかった場合、裁判抜きで相手の財産に対し強制執行ができます。

遺産相続、任意後見契約、金銭貸借、不動産貸借、離婚に際しての慰謝料、養育費などの問題は、後々にもめごとを引き起こしがちです。そんなとき遺言や当事者間の取り決めを公正証書にしておけば、トラブルを防止し、権利や財産を守ることができます。

相談は無料です。お気軽にご相談ください。

問 いわき公証役場 ☎0246-23-4066

「ひろのどこでもe-Books」を開設



広野町が発行している「広報ひろの」や「広野町ガイドブック」、「町勢振興計画」、「東日本大震災の記録」などを、広く普及している「電子書籍化」をすることで、スムーズな読み取りを可能にしました。今後、さまざまな発行物を「ひろのどこでもe-Books」に電子書籍化して掲載しますので、ぜひご覧ください。
※広野町公式ホームページにバナーを設置していますので、クリックして専用ページにアクセスしてください。



電子書籍の閲覧イメージ

訪問相談会のお知らせ

9月の相談予定は以下の通りです。放射線に関する不安や、相談したい事をお持ちの方は、ぜひお越しください。

集まっていたいただいた方全員での対話の後、個別の相談もお受けします。

開催日	会場	時間
9月8日(木)	高久・鹿島第4仮設	午後2時～午後3時
9月12日(月)	亀ヶ崎集会所	午前9時30分～
9月14日(水)	下北迫集会所	午前9時30分～
9月21日(水)	常磐迎第2仮設	午後2時～午後3時
9月26日(月)	四倉鬼越仮設	午後2時～午後3時
	工業団地仮設	午後3時15分～午後4時15分

*Dシャトル(下の写真↓の「小さい線量計」)の読出しも実施しますのでお持ちの方は持ってきてください。



問 広野町放射線相談室 ☎080-9252-4773
広野町放射線対策課 ☎0240-27-4162

「特設人権相談所」の開設について

皆さんの毎日の生活の中で、次のような『人権問題』でのお悩みはありませんか？

- 離婚や扶養、相続など、家庭内で問題が起こった。
- 家主や地主から一方的に追い立てられている。
- 体罰や「いじめ」を受けた。
- 不当に仲間はずれにされたり、差別的扱いを受けた。
- 高齢者、子どもが虐待を受けている。
- セクシュアル・ハラスメントを受けている。
- 変なうわさをたてられ、名誉や信用を失った。
- 近隣間の騒音、悪臭、ばい煙などに悩まされている。

下記のとおり、特設人権相談所を開設しますのでお気軽にご相談ください。

相談は無料で、難しい手続きはありません。相談の内容についての秘密は厳守されます。詳しくは、広野町町民保健課戸籍係までご連絡ください。

■特設人権相談所

開設日 平成28年10月4日(火)
場所 広野町役場3階 301会議室
時間 午前10時～午後3時

問 広野町町民保健課 戸籍係
☎0240-27-2113